生産緑地地区の買取申出の流れ

※※ 各手続は全て事前予約制です ※※

事前相談(当該地の営農状況を把握されている方がお越しください) 営農状況(農地の管理状況)等の聞き取り 【窓口】 • 買取申出の要件に該当する見込みがあるかの確認 農政推進課 必要書類等の説明 (TEL 045-671-2726) 手続期間及びその他必要手続等の説明 主たる従事者の故障の認定 主たる従事者の 生産緑地指定後 30年経過 (受理から10日程度で認定可否の通知) 死亡 認定申出書、「農業に従事できないこと」が 特定生産緑地に指定 確認できる医師の診断書等の提出 されていない場合のみ 認定は不要 認定は不要 【窓口】農政推進課(Tel 045-671-2726) 主たる従事者の証明 (毎月10日締め、月末発行) 【窓口】 農業委員会には、 中央農業委員会(Tel 045-948-2476) 別途事前相談が必要です。 南西部農業委員会(Tel 045-866-8495) 市長への買取りの申出 【窓口】 全ての書類がそろった段階で、買取申出が可能になります。 農政推進課(Tel 045-671-2726) 買い取る旨の通知 買い取らない旨の通知 (買取申出から1か月以内) (買取申出から1か月以内) 価格の協議 農業委員会を通じて 農林漁業希望者へのあっせん あっせん不調かつ所有権移転を あっせん成立の場合 法律の目的に従った していない場合には 適切な管理 農地等としての 行為制限の解除 (公園・緑地等として整備) 生産緑地の管理 (買取申出から3か月後) これ以降、開発行為や土地の売買などができるようになります (その際は、建築局・農業委員会等の手続が別途必要です)。 ※ 200㎡以上を売買する際は、公有地の拡大の推進に関する法律の手続が 別途必要になることがあります。

具体的な手続のスケジュール例は次頁参照▶

生産緑地地区の買取申出 スケジュール例

※※ 各手続は全て事前予約制です ※※

	段階	詳細	スケジュールの 目安(例)
1	事前相談	農政推進課に 事前相談をする	1月中
2	主たる従事者の故障の 認定 (※1)	書類を 農政推進課に提出する	2月上旬
		農政推進課から 認定可否の通知が届く	2月中旬
3	主たる従事者の証明 (※2)	農業委員会に 事前相談をする(※3)	2月下旬
		農業委員会に 証明書発行を申請する	2月下旬
		農業委員会が証明書を発行(※4)	3月末
4	市長への買取りの申出	書類を 農政推進課に提出する	4月上旬
(5)	買い取る/買い取らない旨 の通知	農政推進課から 買取りの有無の通知が届く	5月上旬
6	農林漁業希望者への あっせん	農業委員会が農林漁業希望者へ あっせんする	5~6月
7	あっせん不調の場合には、 行為制限の解除	買取申出後、所有権移転をしなければ 3か月後に行為制限が解除される(※ 5)	7月上旬

- ※1 主たる従事者の死亡及び生産緑地指定後30年経過の場合は、②の認定は不要です。
- ※ 2 生産緑地指定後30年経過の場合は、③の証明は不要です。
- ※3 主たる従事者の証明書発行にあたり、申請前に農業委員会への事前相談が必要です。
- ※ 4 主たる従事者の証明書は、毎月末に行われる農業委員会の総会で承認を得てからの発行となります。
- ※ 5 相続その他の一般承継による所有権移転は除きます。

上記スケジュールはあくまでも一例です。 事前相談〜解除には最短でも6か月程度かかります。

よくある質問

- Q. 買取申出を行うと、これまで受けていた税の優遇について遡って支払う必要はありますか?
- A. ① 固定資産税等: 遡りの支払は不要です。行為制限解除後の評価及び課税については区税 務課にお問い合わせください。
 - ② 相続税等納税猶予:故障事由又は30年経過事由の買取申出の場合は、相続税に加え、利子税の支払が必要です。支払期限は、買取申出日から2か月後となります。その他の条件もありますので、詳細は税務署にお問い合わせください。